



日域 究

- 小学校、中学校の学校選択制の不備の修正を
- 財政状況が、天国から地獄へ転落した大竹市の平成を振り返って

小中 真樹雄

- 奨学金は貸与型から給付型へ移行を
- 図書購入費の増額を
- 地域おこし協力隊員の配置を

原田 孝徳

- 運転免許証返納問題と公共交通のあり方、それに伴う諸問題

山本 孝三

- ガム放流による災害の防止について
- 国保料の減免・軽減について

山崎 年一

- 大規模太陽光発電開発の現状と課題を問う

学校選択制の不備の修正を



日域 究

問 義務教育の小中学校は、教育委員会が指定した学校に通うことになっていきます。しかし、事情によってそれ以外の学校に通いたい場合は、入学前の決められた時期に学校選択を申し出れば、指定校以外の学校を選ぶことが出来るようです。つまり、学齢期に達した子が市外から転入した場合は、選択は出来ません。その場合に学校選択が出来る未就学の弟妹がいればどうなるのでしょうか。

多くの子が学校選択をしている地区に引越してきた場合、兄弟揃って近所の子とは違う学校へ通うのでしょうか。それとも兄と弟が別の学校に通うのでしょうか。何れにしても不自然です。学齢に達した転入児も、学校選択が出来る様にすべきだと思いますが、如何ですか。

答 教育長 学校選択制度は、小・中学校の第1学年入学予定者のみが対象となっており、入学済の児童生徒が指定学校以外の学校へ就学するには、「指定学校変更の申立て」という別の手続きをすることになります。

この申立ては、市内転居後に、転居前の住所地の指定学校に通学し続けることを希望する場合や、希望する部活動のある学校への就学を希望する場合などが主な理由となっておりますが、市外から転入した場合の指定学校変更については、規定を設けていませんでした。

ご意見のとおり、入学時だけでなく、転入した児童生徒にも、学校を選択できる機会を設けるべきだと考えますので、今後、関係規則及び実施要綱等を見直します。



学区をこえて元気に通学する小学生



小中真樹雄

奨学金は貸与型から
給付型への移行を考えて

問 消費税アップと引き換えに
大学無償化が実施されますが、
所得制限が厳しく、中間層への
配慮がありません。本市の奨学
金制度を貸与型から給付型に移
行しては。

答 **教育長** 給付型への移行は、財
政状況を踏まえると現状では難しい
と考えます。本市に2年間居住を続
ける奨学生には返還を免除しており、
現制度でも大きなメリットがあると
考えます。

図書館の図書購入費の
増額を切に要望します

問 人気の最新刊の本ができる
だけ早く読めるように、図書購
入費の増額を切に要望します。

答 **教育長** 近隣他市町の状況や、
市民の皆様の満足度などを勘案し、
適切な予算額を検討していきたいと
考えます。



借りたい本を探す来館者

地域おこし協力隊員の配置で
活性化の実現を

問 阿多田地区と栗谷地区に地
域おこし協力隊員を配置し、地
域活性化と定住促進をめざして
はいかがでしょうか。

答 地域では、すでに様々な形で自
主的・精力的に活動されています。
新たな人材を望まれるのであれば、
「地域おこし協力隊」の活用を含め
た支援策を検討する必要があると考
えます。



原田 孝徳

免許返納問題と
公共交通のあり方、諸問題

問 ここ数年、後期高齢者によ
る交通事故が多発し、免許
証を自主返納する動きが社会問
題化している。運転免許返納
問題は、単に公共交通を整備す
る、というだけではないが、こ
いこいバスの延伸、ルートの見
直しは必要であると考えるがど
うか。市内をある程度巡回し、
もつと多くの市民に利用しやす
いものにすれば、この街のサイ
ズからして、こいこいバスだけ
で十分だが、深慮遠謀な議論が
大切である。

かったと感じるまち、につなが
ると考えるがどうか。

答 ルートを延伸した場合、現在の
車両台数では運行間隔が空き、利便
性が低下します。また、現行の運行
間隔を維持又は短縮しようとするれば
車両を増やす必要があり、経費が増
大します。利用者のニーズ調査では、
ルートの満足度は約49%と、一定の
評価はいただいています。運行サー
ビスが利用実態やニーズなどに合わ
なくなってきた場合は、住民・交通
事業者・市で協議し、必要な改善策
を検討・実施することとしています。
歩道の段差解消や勾配修正など、
短期間に全てを改良することはでき
ませんが、危険度や交通量、市道の
工事計画などを踏まえながら、順次
整備していきます。また、大竹駅周
辺施設など新たな施設の整備、改良
の際には、交通バリアフリーに配慮
した整備を進めています。





山本 孝三

ダム放流による
災害の防止について

問 大竹市内にある渡の瀬ダム・小瀬川ダム・弥栄ダムのダム放流規定は改善・見直しがされましたか。

答 平成25年度以降、弥栄ダムでは洪水時の放流量を規定より減らす操作ができるよう運用を見直しています。また、今年の6月から事前放流の運用を始めており、ダム下流域への浸水被害の軽減や、より多くの避難時間を確保することが可能になっています。

なお、小瀬川ダムは貯水量が小さいこともあり、現在のところ事前放流は考えていないと伺っています。また、渡ノ瀬ダムは利水専用のダムであり、治水としての調整機能はありません。

国保料の減免・軽減について

問 国保保険加入者の多くが年金生活者・非正規労働者・自営業で、収入所得も少なく、毎年のように保険料負担が増え、払いたくても払えない状況が深刻です。特に、均等割は収入・所得がない子どもも含め、世帯の人数に応じて賦課されます。全国的にみれば、すでに軽減の措置を行っている市町村があり、大竹市も実施すべきではないでしょうか。また、収入・所得に応じた保険料にするよう累進性を高めるべきです。

答 県内全市町が保険料率統一を目指して取り組んでいるなかで、激変緩和の目的以外での軽減策は適切でないかと判断しています。また、国・県からの財政支援も見込めません。子どもの数により負担が増加する仕組みの改善には、国での制度化が必要と考えており、全国市長会を通じて、早期実現を要望していきます。



山崎 年一

弥栄ダム湖の水質汚染を問う

問 弥栄ダムの上流で大規模な森林伐採による太陽光発電施設の建設に伴い、ダム湖の水質汚染や生活水の汚染が懸念されています。国の環境影響評価条例は3万kW以上が規制対象で、広島県の規制条例はありません。本市に関連する3か所の太陽光発電の規模は3万kW以下です。法の網を抜けないよう、環境影響評価条例を制定し規制をかける自治体もあります。

住民は、生活環境が破壊されることを懸念しています。住民の安心安全な生活を守る条例の制定が求められています。「県に検討するよう働きかけろ」という姿勢ではなく、太陽光発電事業が地域住民と共生できるような環境影響評価条例を制定すべきと考えます。

答 議員が懸念されているように、事業者が適正な管理、運営を怠った場合には、水質が汚染されるおそれがあります。この度の林地開発では、許可権者である広島県へ、事業者に対し周辺地域の環境保全への対応をするよう申出をしています。

広島県では、国の動きを受け、太陽光発電事業を評価の対象とするかも含め、県の環境影響評価条例を改正するか検討中とのことです。

市としても、太陽光発電事業の環境保全対策として、独自の環境影響評価条例等を定めている自治体の状況や県内他市町の太陽光発電事業の状況等の情報を収集中です。引き続き国や県の動向を注視しながら、適切かつ効果的な環境保全の手法を研究したいと考えています。



高祖川から弥栄ダムへ流入